

Title	生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)
Sub Title	Crisis in the raw silk trade conditions in the raw silk manufacture
Author	金子, 八郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.9 (1948. 9) ,p.527(35)- 549(57)
JaLC DOI	10.14991/001.19480901-0035
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480901-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

なお最後にわれわれの重ねて留意すべき點が正に次ぎの點にあることを、何人も忘れてはならぬであらう。即ち、われわれの場合の社会保障制度の確立は、わが生活保障體制の從來からの歴史的特質の決定的な變革を前提とする。そしてこれが私の本論における結語であつて、私自身はこの結語が現實に滿されて行くことの甚だ容易でないことを、特に一般に反省して貰いたいと思つてゐる。

註一 社會保險時報 第二十二卷 第九號 三一頁 參照

附言——本稿はもと昭和二十年八月中旬、恰度われわれの敗

戦の時に一應脱稿したものであつたが、この度これに若干の筆を加えて、ここに初めて公表した次第である。素々本稿における私の企圖は、わが國における生活保障に關する各方面の事實

を充分検討し、これによつて本論のようなものを骨組みとしてこれに肉づけることにあつたのであるが、本論だけでも既に相當の紙数を費したので、この點はさらに別の機會に補正したいと思つてゐる。

(昭和二十三年十一月八日 加筆稿了)

生糸恐慌と製糸業労働者の労働條件 (下)

金子 八郎

次に労働時間について簡単に考察する。

大正十四年より實施の改正工場法にあつても、その十一時間原則は製糸業にあつては大正二十年(昭和六年)迄の猶豫期間が附されてゐたことについては既に誌した所である。然るにこの労働時間短縮に對し最も強烈に反對した製糸家も、打續く生産過剰のために頻りに操業休短縮を實施する一方、昭和五年五月二十七日蠶糸業同業組合中央會總會の決議の第一項に次の事を規定するに至つた。^{註(1)}

(一) 現行法ニヨル器械製糸工場ノ就業時間正味十一時間ヲ正味十時間ニ短縮シ、昭和五年六月一日ヨリ實行スル様、法令ノ改正ヲ政府當局ニ要求スルコト、

勿論これは直ちに許可せられ施行せられた。^{註(2)}

斯かる表面的な動向にも拘らず、「製糸業者中には法規の許容する範圍内に於て就業時間の延長をなすもの少なくなく、工場法第八條第三項による就業時間延長の認可件数は二四件に及んでゐる。^{註(3)}

然し斯かる合法的な時間延長ではなく、積極的な法違反のそれがなされたことに我々は大いなる注意を拂はなければならぬ。昭和五年長野県工場監督年報は、「現時の不景氣を口實として無届のまゝ、何等の割増金を支給せず三十分乃至二時間就業を延長せるものあり」と報じ、昭和六年七月十三日附信濃毎日新聞は著しい法違反の存在として長野県工場課の調査を掲げてゐる。今その大要を記すれば、同年七月一日より安全週間が實施せられた際監督官の赴くことを承知し乍ら公然とそれに違反してゐた工場が発見されたので、引續き嚴重調査を行つた所、同縣松本地方などは「片端から違反」の状況で、「時間延長の如きは休息時間を延長した如く見せ、實は無智な女工に對し十一時間位の労働を強制してゐる巧妙なる工場があつた」。

(註) (1)「前掲同業組合沿革史」一七一頁

(2)長野県工場監督年報昭和五年度、平野村誌下巻は施行期日を八月一日としてゐる(四八三頁)か之は五月一日の誤りであると思ふ。

(3)同右、年報

更に同様な事項をより明確に同六年々報は報じてゐる。「近時經濟界の不況に際して事業主側が秘かに申合せて工場法違反を計画的に實行し、違反工場数の大を以て縣當局の取締を不徹底ならしめんとするものなきに非ず」(工場監督の方針)

以上我々の論述は就業労働条件を中心として進められて來たが、更に我々は恐慌の生んだ社會的な大問題たる休業及賃額不拂について考察を進めやう。

製糸業は既に詳述した如く、その老大な運轉資金を大部分借入金を以て賄ふのであるが、その貸付額は「釜當で決定せられる慣行のために、不況による資金難に當つては更に釜數が増大する傾向を本來的に持つてゐる。」(註)此處に打續

く不況にも拘らず釜數の増大する一大原因がある。然しかゝる本來的な傾向にも拘らず、一般産業を含めての深刻な不況は幾多の休業廢業工場を發生せしめた。

(十五)工場數 (昭和五年十釜以上三、二九二工場
釜數三二、五二九前年比)

新設 一〇九 休廢業一六七

復業 一六

計 一二五 差引 四二減 (一・三%)

釜 數

新設 五、八九五 休廢業八、七七四

復業 一、一八四 縮 少七、三八六

増設 五、七七七

計 一二、八五六 計 一六、一六〇

差引 三、三〇四減(一・〇%)

(十六)長野県製糸工場に於ける繰糸釜並に再繰糸の使用状況調(昭和六年十月二十日現在)

工場數	釜 數		窓		職 工		計 數
	設備數	使用中のもの	設 備	使用中のもの	男	女	
七三	八、三六七	七、七四四	六、六四四	五、四七〇	九、八〇〇	八、二七〇	九、〇七〇

(十七)長野縣下休業製糸工場調(昭和六年十月二十日現在)

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件（下）

三八 (五三〇)

	工場数	設備益数	設備窓数	職工数
昭和六年中休業工場	一二二	七、九六六	五、二九五	六、四四三
昭和六年度開業せざるもの	一二	一、六二六	三七四	一、四八四
小計	一三四	九、五九二	五、六六九	七、九二七
自十月二十一日休業せ 至十一月二十六日のもの	三一	二、九八一	二、二二七	二、三七七
十一月二十六日現在計	一五五	一二、五七三	七、八九六	一〇、三〇四

長野縣工場課「製糸業に関する調査」より作成

簿上で算出された数字であるとも考へられる。そして昭和六年と七年の急激な減少を考慮すると斯く考へることが或ひは正しいかも知れぬ。然し若し然りとすれば前述の賃銀に関する敘述は若干の變更を餘儀なくされる。

昭和四年を頂上とし、昭和五年に減少傾向を見せた職工数は、爾後激減の一途を辿るのである。此の積極的な失業者の放出が賃銀額の暴怖的激減、後述の賃銀不拂と共に不況に喘ぐ農村に投げ掛けた影響は極めて深刻であつた。我々は後に至つてこれを究明するであらう。

(註) 昭和五年長野縣工場監督年報

扱て次に我々は上述の如き賃銀の値下げの上に尙強行せられた、「單に賃銀問題たるに止らず重要な社會問題として恐るべきものあり」として、世の視聽を集めた賃銀不拂の問題を考察しやう。

製糸企業の項に於いて省察した如く、斯業はその技術的低位と豊富な労働力の存在のために——此等兩者の内面的關係については詳述した——、極めて薄資な小規模經營が隆替衰微を繰り返してゐる。されば斯業に於いては、少

しの不況も直ちに賃銀不拂を惹起する危険性が極めて多く、既に早く職事情も「浮沈多きため歳末拂は應々不拂に終ることあり」と、このことを指摘してゐるし、次掲十八表長野縣警察部の調査も大正年代に於いても相當に不拂のあつたことを教へてゐる。

(十八) 工賃不拂其他願出に係る取扱係數(自大正十四年至同十五年)

年次	件名	工賃不拂	待遇不良	虐待	待所持品不拂	現業員脅迫 操節蹂躪
大正五年	同	一	一	一	一	一
同六年	同	一八	一	一	一	一
同七年	同	一	一	一	一	一
同八年	同	一	一	一	一	一
同九年	同	一	一	一	一	一
同十年	同	六三	一	一	一	一
同十一年	同	五七	二	一	一	一
同十二年	同	一〇二	二	一	一	一
同十三年	同	七五	一	一	一	一
同十四年	同	三二	一	一	一	一
計		三四七	五	四	七	六

大正十四年長野縣工場課調査

賃銀(特有の貯蓄制度による貯金を含む)の不拂状況を表示すれば次の如である。

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)

三九 (五三一)

生糸恐慌と製糸業労働者の勞一條件 (上)

四〇 (五三三)

工場名	昭和四年末	昭和五年末	昭和七年	現在に於ける状況 (六月十五日)		現在に於ける状況 (六月十五日)	
				工場数	職工数	金額	金額
東長崎	11	11	11	1	1	1	1
坂田	11	11	11	1	1	1	1
玉湯	11	11	11	1	1	1	1
馬場	11	11	11	1	1	1	1
木馬	11	11	11	1	1	1	1
阿木	11	11	11	1	1	1	1
藤城	11	11	11	1	1	1	1
山梨	11	11	11	1	1	1	1
茨城	11	11	11	1	1	1	1
山梨	11	11	11	1	1	1	1
神奈川	11	11	11	1	1	1	1
三河	11	11	11	1	1	1	1
愛知	11	11	11	1	1	1	1
岐阜	11	11	11	1	1	1	1
富山	11	11	11	1	1	1	1
鳥取	11	11	11	1	1	1	1
岡山	11	11	11	1	1	1	1
高松	11	11	11	1	1	1	1
宮崎	11	11	11	1	1	1	1

(十九) 賃金不拂調査

註 (一) 合計欄は後表長野縣各年度分ラ含ム

(二) 昭和四・五年の同年工場監督年報より引用、昭和七年社會局發

表へ前掲本位田著より索引

(二十) 長野縣製糸工場賃銀不拂状況調

昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	昭和八年	昭和九年	十一月末に於ける状況			
								工場数	職工数	金額	金額
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1
1	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1

註 自昭和二年至六年ハ長野縣工場課「製糸工場に關する調査」七年四月一日ハ社會局發表八年末及九年三月末日ハ長野縣調査諸表ヨリ作成

第二十表について考察すると、昭和三年は金額については比較的大きい、一工場當職工数に見る如く、その規模は小さく、従つて薄弱企業にのみ起つたと言ひ得るのであつて、それ自體決して重要でないとは言はないが、製糸業全般としては事新しい問題ではない。然るに昭和四年は一工場當り職工数は二四八人と増大し、これを當時の縣下全工場平均二三八人に比すれば十人も多く、更に若し一工場の職工全部が不拂にならぬものが存在するとすれば、この生糸恐慌と製糸業労働者の勞働條件(下)

四一 (五三三)

数字は更に増大するのであつて、我々は此處に至つて問題は本質的な相違を示し大工場に迄も波及し複雑化したこと(二十一)適用工場数職工数一ヶ月賃金總額に對する不拂工場百分比

	工場数	職工数	金額
昭和四年	五、六	一一、六	一、七
五年	二九、〇	三三、〇	七、〇
六年	六二、〇	五六、〇	一〇、八
八年	一六、〇	二四、八	三、七

前表より作成昭和六年は七年四月一日を以て計算せり

以上二工場、五〇〇人以上二、三〇〇人以上六といふ結果を得られるのである。

「工賃の全額不拂に陥りたるものは皆無にして約五割の未拂、一人當り六七圓六六錢なる工場を最多とし、多くは一ヶ月前後であつた」^{註(2)}昭和四年の不拂金額は、昭和六年には平均一割、一ヶ月半分の賃金に達した。

關係職工についても二十一表に明らかな如く、全職工の五六%にも及んだのである。

總じて昭和七年より漸減したのは如何なる理由によるか、今の所私には不明であるが、後述監督の嚴格化が與つて力あつたものと思ふ。

註(1) 昭和六年工場監督年報五一頁以下

註(2) 「製糸工場賃金不拂状況」昭和五年

受持緒数は増大し、品質検査は益々厳しくなり、労働時間は不法な延長を受ける。食べ物は愈々悪くなり、賃金は

底無しに暴落を続ける。この中に「家が困つてゐるからなるだけ小遣を貸して貰はない様にして」働いた賃銀が年末に至つて不拂ひとなつた。

斯くの如き女工の悲惨な運命と、繭價の著しい暴落とは、女工の出身地であり繭の生産地たる農村に強い壓迫を加へ、さなくとも激しい農村の不況を更に深刻化せしむる一大要因となつたことは申す迄もない。この農家經濟への加壓と、その諸々の反作用とが前掲渡邊氏著「日本農村人口論」中に、「作用と反作用」といふ巧みな表現の下に詳論されてゐるが、問題を製糸業に限り、渡邊氏の援助を得て我々もこの「作用と反作用」を検討してみやう。然し我々の重點は農村に於ける「作用」ではなく、その反作用、就中労働市場への反作用であること論文の性質上より當然である。

昭和五年既に繭價は「殺人的相場で農村は極度の困窮に陥り」、「養蠶家の疲弊困憊が言語に絶した」ことについては、先に引用説明したが、六年以降の繭價指數を生計費指數に比べれば、それが爾後更に急激な低落を續けたことが一目瞭然である。

次に女工賃銀の釣瓶落しの激落と、不拂の直接的影響と、休業に伴ふ失業者の放出と新規雇傭の停止との加壓について渡邊氏から次の二例を借用する。

新潟縣農會の調査によれば、恐慌の深化に伴つて出稼女工の賃銀収入が激減した上同時に賃銀の不拂は一人當金額に於いても且又關係範圍の廣がりから言つても急速に甚しくなつてゐた。(表略)「賃銀不拂が公租公課に影響あり」と回答せるもの二十六町村、「無し」と回答せるもの二十一町村、不明九町村、而して右が「個人經濟に及ぼせる影響」^{註(1)}「著しきもの」四六町村、「多少影響」二町村、「影響なし」五町村、不明三町村であつた。

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)

群馬縣「昭和五年度以降各種産業界は愈々悲境を巡り、縣下四五製糸工場は極度の作業縮少を行ひ來れるにも拘らず、今日に於いては全然休止の己むなきに至れるもの十四工場に達し、辛じて作業を繼續せるものもありても女工賃銀の支拂極めて困難となり、毎月拂をなす小工場にありては證書上の支拂に止る賃銀額次第に増加し、益々實收賃銀の低下を示しつゝあるの現状なれば、農村出身の女工大部分を占むる本縣の如きにありては、是等小工場の女工は結局歸郷することとなり、歸郷せざるものにあつては農家々計を補助すべき送金の途全く杜絶し、農村生活の状態を層一層苦境に陥れしものあり」^{註(2)}

(註) (1) 「新潟縣に於ける田稼女工調査概要」渡邊氏著二二六頁

(2) 群馬縣「農漁山村生活狀況調」二六七頁

斯る作用を被つた農村は、これが打開のために幾多の努力を拂つては見たが、餘りに深刻な恐慌には抗し得ず、結局自らの生活水準を低下させることによつて是を踏み堪へるより外はなかつた。その端的な表明を我々は、小學校兒童の晝食欠食者の著しい増大に見出し得るのである。當時長野縣に於ける農村市街地共に、これが極めて多かつたことを新聞は報じてゐる。

「きかい工女と輕蔑するな

うちへ歸れば御嬢様」^{註(1)}

とこの小謡に歌つた往年の製糸女工は、今はうちに歸つても三度の食事も満足に食べられなくなつた。其等(歸未)の「労働者も長く其處に落着くことは許されなかつた」^{註(2)}のは蓋し當然である。

註 (1) 平野村誌五六四頁

(2) 渡邊氏前掲書二四九頁

「農家經濟の一般的窮迫はさなくともヨリ多くの自家勞力を賃労働機會へ振向くべき事情にあり、これが右の逆流に勢を合せて労働市場に對する強力な反作用が展開したのである」^{註(1)}。然らばこの反作用は現實の労働條件に對し如何なる影響を與へたか。我々にとつてこの問題は極めて重要であることは言ふ迄もないが、それは次の二の方面から益勞働條件を低下せしむる結果となつた。

(一)、家に歸れば三度の食事さへも満足にとれぬといふことは、現に就勞中の労働者をして、只食べられればよいと言ふ動物的な欲望のみしか抱くことを許さぬ結果となり、所謂「無價の労働」を可能ならしめる。

昭和六年十月二十七日附信濃毎日新聞は、「中央部某製糸工場では工女の給金を貰ふものは工場をやめて貰ひ度い、飯だけだべたいものは出て來いと申し渡し」たが、「工女側は今やめればたべるにさへ困るといふので出勤して居ると報じてゐる。

(二)、一旦農家に歸つたもの、或ひは新生産年令人口が其處に落着くことを得ずして、只「家の口數を減らせれば」と言つて「無價の労働」を賣りに來るために、労働條件は愈々低下して行く。

昭和六年七月三日附朝日新聞(東京)地方産業座談會の席上、當時の工場課長沼越氏は長野縣について次の如く語つてゐる。

沼越工場課長、「一方家にゐても飯を食ふ、だから賃銀はいらないから工場へ行つて飯だけでも食へばいいと言ふ産業豫備軍が非常に多い。こなひだある製糸工場主から、工女がたゞで働くといふが使つてもいゝかといふ質問を受けました」。

主催者、「驚きましたね、何と返事したのです」工場課長、「どう何とも言ひ様がないので工女が承知なら差支へない」と返事しました。又人を働かせて賃銀が決つてゐないといふ状態も想像出来ません。然し本縣の製糸工場はどうもこゝろいふ傾向を持つてゐます。だから賃銀を正直に拂つて損をしたなどといふものがあります云々。此の傾向は既に昭和五年始めよりあつたことは注意されねばならぬ。

(註) (1) 渡邊氏摘書二四九頁

(2) 昭和五年二月三日附長野縣工秘第一號には、「……唯製糸工女に多數の失業者を有し居る賃金は甚だ事業主側に有利なるも……」の言葉がある

斯くの如く、繭價の買叩きと労働条件の徹底的な切下げ——農村の窮迫——更に労働条件の切下げといふ明らかな循環が此處に展開されてゐる事實を我々は最も深く注意しなければならぬ。

然らば原料繭はどうであつたか。

副業としての養蠶業は他に何等の收入がない場合には、副収入の低下も甘受されるし、或ひは精々量を増加させることによつて不利な價格の理合が計られる——自家労働部分を無視して——ためと、桑園の轉換が困難のために恐慌價格にも拘らず、殆んど減産を見なかつたのである。此の間の事情を語るのが次掲二十二表である。養蠶戸数はその時々繭價に應じて小規模のものが出入するからその順應性は比較的大である。又繭生産額は強い豊凶の差があるから此の場合の指標としては適當ではない。桑葉が屢々賣買せられる事實を思へば、此處に我々はその桑園反別を最も信倚しなければならぬ。

(二十二) 養蠶戸数桑園反別産繭額累年表

年	養蠶戸数	桑園反別	産繭額	養蠶戸数指数	桑園反別指数	産繭額指数
大正十四年	一、九四、七〇六	五、四九、七三・四	八、四九、七三・四	100.0	100.0	100.0
十五年	二、〇六、五七	五、七、七六・七	八、六、三五、五〇	一一〇・七	一〇四・〇	一〇三・三
昭和二年	二、一〇三、五〇八	五、九四、七三・四	九、〇、八三、五九	一一〇・〇	一一〇・二	一一〇・一
三年	二、一六五、三三	六、〇九、〇七・〇	九、三、八四、〇九〇	一一〇・七	一一〇・〇	一一〇・八
四年	二、二六、六〇一	六、五五、六三・九	一〇、〇、九三、一九四	一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・二
五年	二、二六、〇七	七、四、七五・九	一〇、四、四三、五	一一〇・〇	一一〇・一	一一〇・七
六年	二、二九、九〇八	六、八三、九三・八	九、〇、七三、四五	一一〇・八	一一〇・五	一一〇・三
七年	二、〇、〇三九	六、五三、五四・三	八、九、五〇、三七	一一〇・九	一一〇・〇	一一〇・四
八年	二、〇九、一八四	六、四〇、七六・〇	九、〇、一三、五五	一一〇・二	一一〇・八	一一〇・〇
九年	一、九五、四九一	六、三三、〇〇〇・一	八、七、二九、七六	一〇八・〇	一一三・六	一一〇・八

「蠶糸業要鑑」昭和十年

と。

次にこのことが製糸業恐慌に對していかなる影響を興へたかを検討すると、山田盛太郎氏の所説を俟つまでもなく生糸の生産數量は根本に於いて原料繭生産量に規定される。然るに前述の如き著しき價格の低落にも拘らず増大する原料繭生産は、製糸家に存在の基盤を與へつゝも、益々過剰生産を起さしめ結局に於いて恐慌を更に進化せしめたと言ひ得べく、又それによつて農村自體の恐慌をも永續化せしめたと言はねばならぬ。

昭和三年に於いてさへも、「控目勝の仕入と農村の生活難に伴ふ工女の過剰」とは、各工場原料不足を生じ、乾繭の賣買を盛んに行はしめた如く、獨占段階に遠い低度な製糸業資本主義に於いては工女の過剰低労働条件の強行は、

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)

四七 (五三九)

此處で我々は次の結論を下し得るのである。即ち製糸家は繭價を徹底的に叩くことと、瀑布的な賃銀の切下げ、不拂ひを強行して農村恐慌を更に深化せしむることによつて、却つてより安い繭と悲惨極りない労働条件を甘受する労働力を大量に持ち、それによつて存続し得たのである

決して恐慌の打開には役立つ得ず、却つて益々過剰生産を増大し、生糸恐慌をより深めたのである。

斯る原料繭と労働力の低廉豊富な存在は、國家の拙劣なる援助——これは小規模工場保存のためになされたとも言へる——と相伴つて、小規模弱少工場を何時までも存続せしむる結果となり、ために生産過剰を増大せしめたるのみならず、生糸業界の統制を不可能ならしめ、一般的高度資本主義段階に於ける恐慌中にある製糸業をして長く其處に低速せしむることとなつたのである。

更に斯くては我々は、繭價の低落と賃銀の切下げ——農村の窮迫——更に大きな繭價の低落と賃銀の切下げ——更に深化する恐慌といふいむべき相關關係を確認し得るのである。

然して此の結論は製糸業のみの恐慌ではなく、一般的恐慌の中にあつた製糸業について下されたものであるといふ大きな制限が附せられねばならない。然しこの制約は同時に、逆にこの製糸業についてなされた結論を更に一般に擴大することを許すのではあるまいか。

註(1)「生糸」(前掲)二四—二五頁

(2) 山田勝次郎著「米と繭の經濟構造」一三三—一四四頁

(3) 平野村誌下卷三〇五頁

以上によつて本章に於いて企てられた第三の課題——恐慌の經過を追つて恐慌と労働条件との相關々係を巡り、それが如何に製糸業に影響したか——は略々達せられたと思ふ。然し、我々は製糸業の恐慌が極めて深刻であつたとは言へ、いかにしてあの様な労働条件の切下げの實際に行はれたかについて疑問を抱かざるを得ない。

これに對し、既に我々も省察した如く、農村の疲弊困憊の甚しかつたことが眞先に擧げられること^{註(1)}に對しては異端

はないとしても、事業家と労働者はいかなる關係があり、夫々いかなる態度に出たかは、この疑問を解く一つの鍵であると言はなければならない。其處で我々は、その様な觀點に立つて第一の課題に臨まう。

(註) 風早八十二氏は賃金不拂は「高領地代と相對的過剰人口により「無價の労働」を餘儀なくせしめられてある最大多数の農民の基礎の上に始めて理解し得る事實である」と述べて居られる。同氏著「日本社會政策史」(三七—頁)尙、此の點が資本家労働者兩者の態度を基礎的に規定するのであるが、それは後章に譲つて此處では専ら兩者の表面的な現象のみを取扱ふこととする。

製糸家がいかなる手口を用ひて賃銀の値下げを行つたかについて既に考察したが、賃銀不拂に對してはいかなる態度に出たか。

彼等の或る一部のものは夜逃げ逃亡といふ稚戯に類する行爲を以て賃銀不拂に對處せんとした。昭和三年工場監督年報は岐阜縣に於ける「山本館」の館主夜逃げを報じ、昭和五年長野縣工場課は、「工業主〇〇〇〇〇〇〇は群馬縣在住のものにして工場に立戻らず」と述べてゐるのはその例證である。

第二に無資力のものは、「法人組織の蔭に匿れ、自己及其の家庭が相當以上の生活を營むに必要な財産を隠匿して巧みに賃銀の支拂を遅延し、或ひは法律思想に乏しき労働者に對し時効制度を援用」して對抗した。^{註(1)}

次に或るものは、「形式的に事業經營の組織を變更し」、「組織變更を口實に從來の未拂賃金を回避せん」とした。^{註(2)}組織の變更はその他諸々の原因によつてなされたであらうか、次表はその案外多いことを語つてゐる。

多少の例外はあるにしろ、「事業主が秘かに申合せて工場法違反を計画的に實行し、違反工場數の大を以て縣當局の取締を不徹底ならしめん」^{註(3)}とした所に恐慌全般を貫く製糸家の態度を見出して大過ないのではあるまいか。

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)

(二十三) 製糸工場組織變更調

年	組		織		變		更		工		場		主		變		更		
	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	件	数	
昭和三年	二	三	五、四〇三	三、九八二	六、四四六	四、一六六	三、八五〇	五、一五九											
四年	三	三	四、〇七九	二、五五五	五、二六七	一、八四四	一、〇八九	一、八八二											
五年	六	八	一、六五五	一、二四九	一、九四四	七、〇五六	五、五五六	七、三五九											
六年	三	三	七、七〇八	六、〇〇六	九、九六六	五	八、三三四	八、〇〇七											
十二月五日迄																			

備考 工業主變更欄には相續の場合並組合製糸工場に於ける組合長の變更は包含せず 「製糸工場に關する調査」

そして我々が最も注目すべき點は、労働条件の低下が當の労働者との間に論議せられたことは一回もなく、常にそれは製糸家對監督官廳の交渉として出現したといふ奇怪な現象である。製糸家の腦裡には労働者の社會的な存在などは全然なかつたと言つても過言ではない。

此處で労働者に代つて直接製糸家と交渉した監督官廳の態度について一言すると、昭和五年の賃銀値下げの陳情には「已むを得ず」として之を認め、六年のそれに至つては、「糸價下落は依然として止まず、前協定の儘となす時は却つて資力乏しき製糸業者延びては産業界を壓迫するの結果となり、斯くては労働者保護に専念し反つて労働階級に不安を與ふる事態を誘致し、公平を失するの嫌あり。勞資双方を直視し、之を考慮したる結果遂に兩當事者の存立の基礎を鞏固ならしむるため」⁽⁴⁾ 値下げを協定した。結局、「日本に於ては大衆の状態改善の問題に關する限り、政策は結局に於いて資本の能力以上のことを、いな資本にとつて不利なことは決して無理押しするところになかつた」と⁽⁵⁾

いふ日本社會政策の特質は、恐慌中の製糸業にも妥當したのだ。

註 (1) 昭和四年工場監督年報

(2) 昭和六年長野縣工場監督年報資料

(3) 同 右

(4) 昭和六年工場監督年報

(5) 風早前掲書四五九頁

次に最も我々の關心を引く労働者の態度を見ることとする。

井上氏は斯かる深刻な恐慌に際會して、極めて多くの爭議が発生したとされ次表を掲げて居られる。又昭和五年長野縣工場監督年報も、賒金及び賃銀の不拂に關し、「職工及職工父兄が工業主に對し支拂を迫り紛議を惹起せるもの

昭和四年 製糸労働爭議一覽表

年	期	工場名	所在地	従業員数	爭議参加人員数	要求	項目
昭和四年	七月八日—十五日	長野製糸會社	長野縣	五八	三五	賃挽反對	
	七月 三十一日—	郡是製糸會社	高崎市	五〇	一〇〇	セイブレン及デニール検査	
	八月 二七日—二八日	片倉製糸會社	高崎市	三六	全員	セイブレン検査及最低賃銀の改善賃銀支拂方法	
	八月 二七日—三十日	高知製糸所	長野縣	三七	三長	セイブレン制度反對、賃銀制度	
	八月 二七日—三十日	清水製糸場	長野縣	三七	三長	セイブレン制度反對、賃銀制度	
	十月 八日—十四日	宮城社製糸場	宮崎縣	八九	三	解雇退職手當規定工場委員會設立	

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)

十一月十一日—十四日	組合製糸南尚館	長野縣	女	五二	全員	見番に對する不平
十一月二十四日—二十五日	黒岩製糸工場	高知縣	女	三〇	不明	未拂賃銀支拂、賃銀値上
十二月十四日—二十六日	組合製糸富田館	長野縣	女	四〇	不明	見番解雇反對
昭和五年	平田製糸所	島根縣	女	三〇	全員	未拂賃銀支拂
四月 四日—八日	四國製糸會社	高知縣	女	三〇	不明	解雇反對
七月 二日—三日	佐屋川製糸會社	愛知縣	女	二〇	全員	五、六月賃銀支拂、罰則反對
八月 二日—四日	角三製糸會社	徳島縣	女	一〇	不明	五、六月未拂賃銀支拂
八月 二日—八日	常南製糸	茨城縣	女	一〇	全員	未拂賃銀支拂
八月 九日—十四日	松坂製糸場	山梨縣	女	一〇	全員	セリブレンデール罰則改悪反對
八月 十日—十六日	豊製糸會社	山梨縣	女	一〇	全員	セルブレン罰強制反對二回休業反對
十一月 二日—六日	元山十製糸會社	大分市	女	一〇	全員	不拂賃銀支拂
十二月 七日—十日	大分製糸所	大分市	女	一〇	全員	不拂賃銀支拂
小計	昭利四年 昭利五年	八件 八件	計	一六件		

井上鏡三著「一九三〇年生糸恐慌」(一六五頁)

備考 (一) 外に長野縣九茂製糸伊藤製糸

徳島縣角五製糸(以上八月) 山梨縣洋澤製糸、大瀧製糸、大村製糸香川縣小川製糸、宮城縣高妻製糸(以上九月)等がある。

(二) 不況のための休業閉業のための争議を省いた。

(三) 社會政策時報日本經濟年報第三輯著者の新聞切抜きより作成

多かりしも云々と述べてゐる。

然るに昭和六年六月十八日附信濃毎日新聞は同月十五日に發表された二割の賃銀値下げについて次の如く報じて居る。即ち、「製糸職工の賃銀値下げに對し須坂地方製糸従業員間には別段表面だつた反對も無く、至つて平靜で、この場合やむを得ないだらうとの觀測を下して居るが、大多數の従業員は引下げ決定のことさへ知らずに居るらしい」と。更に同紙は某大製糸會社の岡谷に於ける通勤女工Dさん談として、「あたしはあのお話(賃銀一部不拂の釋明演説)を聞かなかつたもんですからわかりませんが、御氣の毒だつて泣いた人もあつたさうです」といふ注目すべき記事を掲載してゐる。

更に此の兩者——争議は會社が氣の毒だといつて泣くもの——の中間に位するものとして、「實は手許不都合故、子供を工女として置くやうな私共でございます。何とかして御上の御情におすがりして至急解決して頂き度いと存じまして兩人連帯を以て御願ひ致す次第でございます」といふ類の女工自身或ひはその父兄の警察署、工場課等へ支拂督促方の嘆願書を提出するものを擧げ得る。

次に斯様に種々雑多な労働者の態度の中にあつて何か主流であつたかを考察してみやう。争議に関する資料は現在の私には乏しいが、昭和五年九月の長野縣工場課「製糸工場賃銀支拂狀況調」について見ると、長野製糸會社(長野工場男四五女五三〇、五三二釜、須坂工場男四二女五七二、五五四釜)、平井製糸場の二工場に紛議があつたと述べてゐる。更にこれを詳しく引用すると次の如くである。

○ 長野製糸會社、社長は越壽三郎にして長野市の實業家西澤喜太郎等を重役とせるを以て、當廳に數度重役を招集し、工賃支拂方を説き、漸く出金の負擔額を定め半額を支拂はしめたるものにして、其の間社長の徳義的問題、無

産黨の策動等介在し、懇談上種々困難ありたり。

○ 平井製糸工場、昨年末工賃未拂發覺當時鮮人職工のありたる等のため事情紛糾し、争議を續け種々手配せるも全額支給に至らず。

前掲井上氏の表を點檢すると、眞の賃銀値下げ、或ひは不拂に對する争議は意外に少く、又長野縣前掲二例は共に不成功であつたと言つても差支へない。更にそれ以後の争議を村山重忠著「日本労働争議史」から摘録すれば次の如くである。

昭和六年度

會社工場名	府縣	要	求	參加人員	關係労働組合	罷怠業 閉鎖別
昭榮製糸本庄工場	栃木	賃銀支拂	約東履行	三三	全國労働系	怠
丸美製糸本庄工場	埼玉	賃銀支拂	事業繼續不能	三三	シ	罷
武州社坂戸製糸工場	同	賃銀支拂	事業繼續不能	三三	シ	同

備 考 一、昭和四年度長野製糸のみ、昭和五、七、八、九、十、十一年なし (一三九—一四三頁)

て、未組織状況にあるものが本能的に反撥したか、或ひは特殊の事情の下に散發的になされた程度に過ぎないと思ふ。見るのが妥當ではないかと思ふ。そして大部分は値下げを知らないか、「仕方ない」と諦めるか、精々「御上の御情にすがる」といふ状態ではなかつたと判断して間違ひなからう。

(註)(1) 前掲信濃毎日新聞連載、「賃銀不拂の製糸業地を訪ねて(四)

(2) 同右(1)、原文のまま、工場課宛のものを掲載せるもの

最後に、製糸家、官廳、労働者の夫々の態度及び此等三者間に於ける關係を明確に反映すると思はれる「縣債轉貸」について考察して見やう。

(註) 昭和七年工場監督年報四三—四四五、(長野縣報告)

六年七月より賃銀は製糸家の要望に従つて値下げせられたにも拘らず、同年末に於て四八六工場、百萬參千五百拾四圓に餘る未拂賃銀を生じ、縣當局を「呆然たらしめ」、その上昭和四年末の未拂賃銀さへ存続したために、「社會問題として世論噪然たるものがあつた」。

其處で、「經營の難局に苦惱せる製糸家」は、「其の救済方を縣に要望すべく」十二月十八日業者大會を開催、應急資金三百萬圓の貸付を縣に要請することを決議した。

之より先伊那町を中心とする現業長會は十月二十五日例大會を開き、「此の書面の従業員の状態としては、業者の立場を理解し、應急資金の借入の如きは寧ろ我々従業員も一致して之を支援し、實現せしむるは、生活を安定し福祉を増進するに外ならず」との意見の一致を見た。其處で二十八日前記決議を知るや、「直ちに現業長會を開き、其の従業員としての具體的運動方法を協議し、實行に移り」、縣下各方面に檄して丁年以上の男子従業員を網羅して左の如き主旨の嘆願書を知事宛に提出した。

「今や全く原價採算點を割る事實に多大にして」、「私共現業に従事するものが必死の努力を盡すも既に人力の域を脱したる現狀に於いては如何ともなし能はず。此の儘自然に放任し置く時は倒産のやむなきもの續出し、従つて吾等従業員は失業し、父兄妻子を養ふの道全く絶え、明日の生活さへも定りなきに立到り實に寒心に堪えず云々」。

生糸恐慌と製糸業労働者の労働条件(下)

そして十一月二十三日は右嘆願實現促進大會を開いて目的の貫徹を期した。

此に對し縣會は、「製糸業者の困憊極度に達した」此の際、最高限度百七十五萬圓の縣債を起し、これを従業員の貸金支拂を目的とするといふ條件附で轉貸方を要望、種々論議の結果總額百萬圓に低下決定し、七年四月内務省より許可がなされた。

然るに其の後償還方法に基因して、これは未拂なきものにも貸付け、又未拂ある工場と雖も一釜當り十四圓に過ぎず、その上各種の手数料もかさんだために、結局未拂工賃に完全充當せられたる金額は總計參拾六萬七千七百圓餘のみであつた。

製糸家は先づ自家の困窮を公權力の援助によつて脱せんとする傳統的な方策に出で、従業員の眞剣な援助を得て始めて「未拂貸銀の支拂に充當すること」を條件として貸付を得られたのであつた。然るにも拘らず未拂に充てられたのは僅に三割八分弱で、彼等は其の大部分を勝手に他に流用してしまつたのである。

現業長に指導せられ、婦人の社會的地位の低下によるとは言ひ乍ら一割にも満たない丁年以上の男子従業を主體とし、會社の倒産による失業を恐れてなされたこの歎願運動は、それ故に會社の存立と男子従業員の救済のみを目的とし、著しい額に上る女工の貸銀不拂は精々附隨的になされたに過ぎないかの如き印象を與へたと共に、又實際従業員は貸金不拂に充當すべく貸付けられた資金が、事業主によつて勝手に流用されて行くのを只黙認したのであつた。この黙認は監督官廳も同じくした所である。

斯くの如くこの「縣債轉貸」の經緯を考察して夫々の關係、態度を検討した右述の結果は、前に我々が個々に規定した所のものを力強く立證するものであると稱し得やう。

事業主對労働者の關係を現象面に限つて追求した我々は、其處に労働者の著しい消極性、無力さを發見したのであり、その限りに於いて労働条件の瀑怖的な低下——これが更に恐慌を深刻化し永續せしめたものであることについては既に考察した——は、この労働者の非力無抵抗によつて可能ならしめられたのであると論結し得るであらう。

労働者の無抵抗と農村の未組織——無抵抗——とを一大原因として繭價の買叩きと労働力の價値以下への切下げが可能ならしめられる。それは群小企業を長く存続せしめることによつて過剰生産に拍車し、更に恐慌を深化せしむる。更にこの深化した恐慌は前二者の無抵抗を足場として、それに應じた繭價、労働条件の切下げを強行せしむる。此れに政府の援助、自治統制の失敗等が加はつて循環を強め、歩一步深められて行つたのが製糸業の恐慌であつた。

然し是は労働条件決定のすべての要因は、直接對決する勞資双方の態度の上に一應體現するといふ意味に於いて兩者のみを限つて考察して得た現象面に於ける結論であつて、只労働者の無抵抗の事實が極めて重要な意義を持つたことを指摘したに止る。其處で我々は更に無抵抗の事實に體現してゐる諸々の要因を省察することを要請せられるのであるが、斯くも重要な意義を有する労働者の態度なるが故に、稿を改め視野を擴大して労働運動について一般的に考察することとする。